

一般社団法人川崎市医師会学校医部会定款

令和4年4月22日 作 成

# 定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人川崎市医師会学校医部会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、学校医の職務上の活動を円滑にし、学校保健の向上を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 学校保健に関する視察・調査・研究及び発表
2. 会員の資質向上のための研修・講演
3. 公益社団法人神奈川県医師会・公益社団法人川崎市医師会・川崎市教育委員会・川崎市学校保健会等の事業への協力
4. 会員の相互扶助及び福祉に関する事業
5. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する方法により行う。

## 第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 一般会員 公益社団法人川崎市医師会所属で、川崎市立の小学校・中学校・高等学校及び市内の神奈川県立高等学校の学校医にして、当法人の事業を賛助するために入会した者（次号の正会員を除く。）

(2) 正会員 設立時社員のほか、前号の一般会員の中から別に定める規定により選出された者

(入会)

第6条 一般会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

2 正会員（設立時社員を除く。）は、一般会員の中から別に定める規定

により選出するものとする。

(経費等の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、4か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、法人法第49条第2項に定める総会の決議により、その会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。
- (6) 医師の資格を喪失したとき。
- (7) 公益社団法人川崎市医師会を退会したとき。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成する。

2 前項の会員名簿のうち正会員に係るものをもって法人法上の社員名簿とする。

### 第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の3分の1を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び出席する他の正会員に書面をもって表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 法人法第49条第2項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員を設置)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を部会長とし、代表理事以外の理事を副部会長とする。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特殊の関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、総会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議によって定める。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任を、法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度において理事の過半数の同意によって免除することができる。

2 当法人は、法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、法令に定める要件に該当する場合には、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法人法第113条で定める最低責任限度額とする。

(事務局及び職員)

第28条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 職員は、代表理事が任免し、有給とする。

(委員会)

第29条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事の過半数の決定により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事の過半数の決定により別に定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第31条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成する。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第33条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第6章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第34条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

（解散）

第35条 当法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第36条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

## 第7章 附 則

（最初の事業年度）

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月31日までとする。

（設立時の役員）

第38条 当法人の設立時理事と設立時監事は、設立時社員が選任する。設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

（設立時社員の氏名及び住所）

第39条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 東京都世田谷区奥沢五丁目40番9号

設立時社員 下山丈紀

住 所 東京都目黒区緑が丘二丁目9番11号

設立時社員 辻一夫  
住 所 東京都大田区田園調布二丁目46番7号  
設立時社員 宮部聡  
住 所 神奈川県川崎市幸区小向町3番21号  
設立時社員 佐々木明德  
住 所 神奈川県川崎市中原区今井南町9番34号  
設立時社員 堺浩之

(法令の準拠)

第40条 この定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人川崎市医師会学校医部会設立のため、設立時社員下山丈紀ほか4名の定款作成代理人である司法書士島口卓は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和4年5月6日

設立時社員	下山丈紀
設立時社員	辻一夫
設立時社員	宮部聡
設立時社員	佐々木明德
設立時社員	堺浩之

上記設立時社員5名の定款作成代理人

東京都千代田区九段南二丁目2番3号 九段プラザビル8階  
司法書士 島口卓